

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6 月 3 日

千葉市長 熊谷 俊人 殿

提出者

住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

WBGマリブ イースト25階

氏 名 東京セキスイハイム株式会社 千葉支店

取締役支店長 佐久間 貞光

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-212-8127

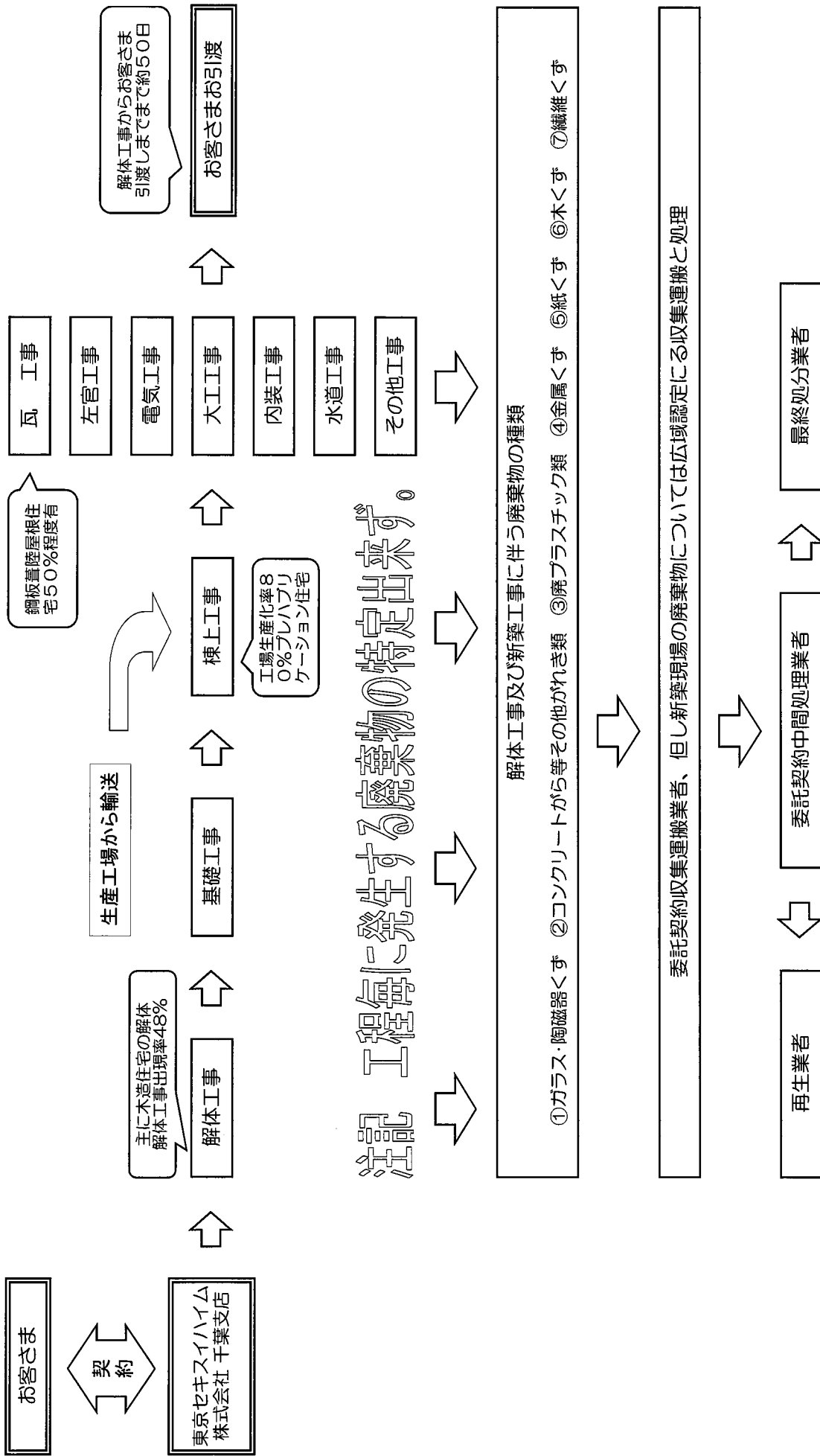
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京セキスイハイム株式会社 千葉支店
事業場の所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブ イースト25階
計画期間	平成31年4月1日から令和 2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類:建設業 中分類:総合工事業 小分類:木造建設工事業
② 事業の規模	前年度売上高 150億円
③ 従業員数	219人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(第1面) -別紙1参照

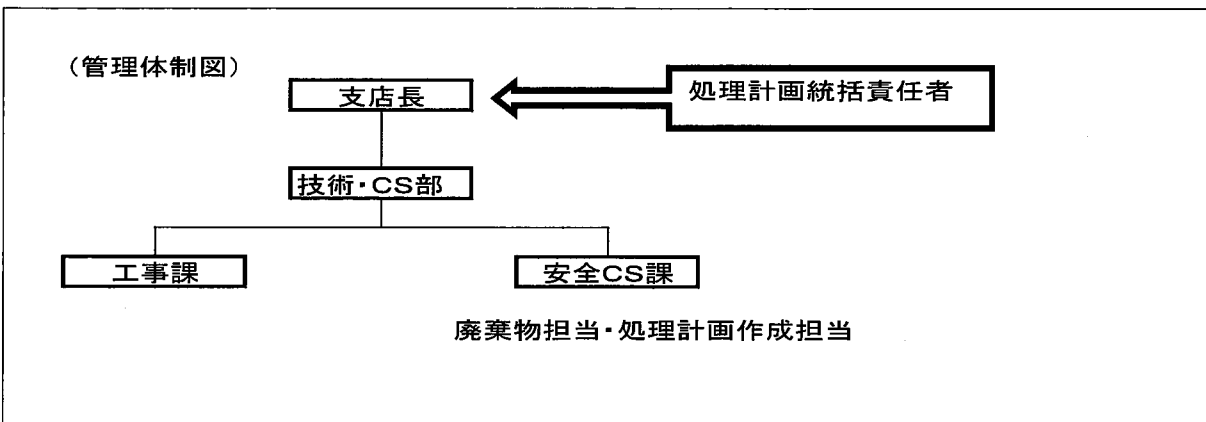
(日本工業規格 A列4番)

④. 産業廃棄物の一連の処理工程

(第1面)別紙一1



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（30年度）実績】 別紙のとおり（第2面別紙-1）		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
② 計画	【目標】 別紙のとおり（第2面別紙-1）		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の分別に関する事項 別紙のとおり（第2面別紙-1）

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 30 年度）実績】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】自己処理実績なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】別紙のとおり（第4面第5面別紙-1）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】別紙のとおり（第4面第5面別紙—1）		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第2面)別紙-1

産業廃棄物の抑制に関する事項

産業廃棄物の抑制に関する事項					
①現状	【前年度(30 年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	82.22t	1,075.27t	37.05t	74.43t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
	排出量	18.22t	383.19t	91.11t	25.14
	(これまでに実施した取組) ■収集運搬委託業者及び処理委託業者の適正処理状況の巡視 (収集運搬1回/月・処理委託1回/年)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	80t	1,000t	35t	70t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
	排出量	18t	350t	90t	23t
	(今後を実施する予定の取組) ■解体工事から発生する廃棄物の再資源化率の向上 解体時の混合廃棄物率を削減する (手分別により、細かく選別させる) 混合廃棄物量が多い解体業者への指導と解体パトロールを強化する ■新築施工現場廃棄物の発生抑制 余剰部材の削減(積込部材の石膏ボードや合板の積込数量の見直し) 余剰材料を邸ごとにチェックし、多い部材を設計へフィードバックする 梱包材の削減(工場へ梱包を極力減らすよう提案)				
産業廃棄物の分別に関する事項					
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ■現状7品目分別に対しての分別解体教育 (がれき類・ガラス、陶磁器くず・廃プラスチック類・金属くず・紙くず・石膏ボード・木くず) ■解体廃棄物分別基準の策定 (がれき類・ガラス、陶磁器くず・廃プラスチック類・金属くず・紙くず・石膏ボード・木くず・繊維くず) ■適正処理状況の確認 月1回の解体現場パトロールによる監視と指導 中間処理場の視察による監視と指導				
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ■解体廃棄物分別基準の運用監視 ■新築廃棄物分別基準の運用監視 ■巡回巡視及び解体施工報告書による監視の継続 ■解体パトロール巡視による評価			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度(30 年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	82.22t	1,075.27t	37.05t	74.43t
	優良認定処理業者への処理委託量	28.36t	94.65t	7.41t	27.05t
	再生利用業者への処理委託量	67.42t	1,024.31t	31.49t	74.43t
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	18.22t	383.19t	91.11t	25.14t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.34t	34.62t	0.28t	17.78t
	再生利用業者への処理委託量	18.22t	361.73t	90.46t	7.79t
	認定熱回収業者への処理委託量		21.46t	0.65t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	(これまでに実施した取組) ■リサイクル率の高い中間処理場への委託				
	②計画	【目標】			
産業廃棄物の種類		ガラス・陶磁器くず	がれき類	廃プラスチック類	金属くず
全処理委託量		80t	1,000t	35t	70t
優良認定処理業者への処理委託量		30t	95t	8t	27t
再生利用業者への処理委託量		66t	980t	30t	70t
認定熱回収業者への処理委託量					
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
産業廃棄物の種類		紙くず	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物
全処理委託量		18t	350t	90t	23t
優良認定処理業者への処理委託量		1t	32t	1t	17t
再生利用業者への処理委託量		18t	350t	90t	7t
認定熱回収業者への処理委託量			80t	3t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
(今後実施する予定の取組) ■優良認定処理業者への積極的に処理委託を行う。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。